北広島市 重度心身障がい者医療費助成制度

■対象となる方

（１）身体障害者手帳の交付を受け、等級が次のいずれかに該当する方

①　１級・２級

②　３級の一部（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能障がい）

（２）療育手帳「A」判定の交付を受けている方

または、医師などにおいて重度の知的障がいと判定（または診断）された方

※知能指数がおおむね３５以下。ただし、肢体不自由・盲・ろうあなどの障がいがあり日常生活で介護を必要とする方は、おおむね５０以下

（３）精神障害者保健福祉手帳「１級」の交付を受けている方

■医療費助成の対象範囲

対象者	助成内容
上記（１）か（２）に該当の方	通院・入院及び指定訪問看護
上記（３）に該当の方	通院・指定訪問看護

■自己負担額

１．受給者証に（障初）または（老初）と表示されている場合

「高校生世代まで※の方」と「市民税　非課税世帯に属する方」

初診で受診した場合の初診時一部負担金

医科・・・580 円　　歯科・・・510 円　　柔道整復・・・270 円

※18 歳になる年度の方で、課税世帯の場合は障課の表示ですが、３月までは初診時一部負担金のみです。

※「高校生世代まで」…18 歳になる年度の３月３１日まで

「小学校就学前児童」が北広島市内で受診した場合に限り、無料です。

２．受給者証に（障課）または（老課）と表示されている場合

高校生世代より上の年齢の方で市民税　課税世帯に属する方

総医療費の１割

月の限度額：通院　18,000 円　※8 月～翌年７月の年間限度額 144,000 円

入院　57,600 円　※多数回該当 44,400 円

３．受給者証の表示（障初）（老初）（障課）（老課）　共通

指定訪問看護を受けた場合

訪問看護療養費の１割

月の限度額：非課税世帯　8,000 円、課税世帯　18,000 円

課税世帯の方の限度額は、医療費と訪問看護利用料を合算します。

◎医療保険の適用を受けないもの（予防接種・健康診断料・容器代・おむつ代・入院時の食事代・病衣代など）は助成対象外です。

◎受給者証は道内の医療機関で使用できます。医療機関の窓口で受給者証の提示ができなかった場合や、道外の医療機関を受診した場合は、後日、領収書（保険点数が記載されているもの）・受給者証・受給者名義の預金通帳を持参の上、助成申請を行ってください。その場合、端数処理の関係で実際の窓口支払額と 10 円未満の違いが発生する場合があります。

■６５歳以上の方は

６５歳以上７５歳未満の方が、重度心身障がい者医療の対象となるためには、現在の健康保険から「後期高齢者医療」に加入しなければなりません。窓口負担や健康保険料などの違いがありますので、お問い合わせください。

受給者証は、後期高齢者医療において窓口負担が２割・３割と判定された方、市民税非課税世帯の方に交付します。後期高齢者医療で窓口負担が１割と判定された方で、市民税課税世帯の場合は、後期高齢者医療の窓口負担額が重度心身障がい者医療の自己負担額と同じため、受給者証は交付されません（受給資格は登録）。

■１か月の自己負担が限度額を超えた場合（障課と老課の方）

同じ受給者が同じ月内に、医療機関で支払った自己負担額（１割）が限度額※を超えた場合、超えた分が支給されます。なお、限度額は医療費と訪問看護利用料を合算します。

限度額※　入院：１か月　57,600 円

（過去 12 か月以内に３回以上限度額に達した場合は、４回目から 44,400 円）

通院：１か月　18,000 円（８月から翌年７月までの年間限度額 144,000 円）

■認定の申請に必要なもの

①健康保険情報が確認できるもの（資格確認書、資格情報のお知らせ等）

※いずれもお持ちでない場合はマイナンバーを利用して確認いたしますが、即時発行できない場合があります。

②身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳

③受給者と生計維持者のマイナンバーカードまたは通知カード（北広島市に１月１日時点で、住民登録がない場合に必要です）

※お持ちでない方は、下記のいずれかの書類が必要です。なお、１月～７月の申請の場合は前年度分が必要となります。

所得課税証明書、道民税市民税特別徴収税額通知書、道民税市民税の納税通知書

■所得制限

生計維持者の所得が下表の額以上の場合、受給資格の対象となりません。

扶養親族人数	０人	１人	２人	３人
所　得　額	6,287,000 円	6,536,000 円	6,749,000 円	6,962,000 円
給与収入額の目安	8,407,000 円	8,684,000 円	8,921,000 円	9,157,000 円

※扶養親族１人につき所得 21 万３千円が加算されます。

高額療養費について（お願い）

保険診療にかかる１か月の自己負担額が高額療養費の限度額を超えたとき、加入している医療保険から給付を受ける場合があります。重度心身障がい者医療受給者の場合には、高額療養費を含む自己負担額を北広島市が医療機関に支払っています。直接、医療保険から受給者の皆さんに支給された場合には、高額療養費を市へ納めていただくことがあります。

重度心身障がい者等通院交通費助成のお知らせ

受給者の方が下記受給者証等をお持ちの場合は、通院交通費助成制度があります。詳しくはお問い合わせください。

□特定疾病療養受療証
□特定医療費（指定難病）受給者証
□小児慢性特定疾病医療受給者証
□特定疾患医療受給者証
□ウイルス性肝炎進行防止対策・
　橋本病重症患者対策医療受給者証
□自立支援医療受給者証

お問い合わせ先　北広島市保健福祉部保険年金課医療給付担当　℡011-372-3311

（令和８年４月改訂）